

【参考資料 2】

○民間資金等活用事業推進委員会令（平成十一年政令第二百八十号）

（部会）

第四条 部会に属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名する。

2 部会に部会長を置き、委員長の指名する委員がこれに当たる。

3 部会長は、部会の事務を掌理する。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

（議事）

第五条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 前二項の規定は、部会の議事について準用する。